

意見書(案)

米の生産調整見直しに伴う米の需給及び価格の安定対策を求める意見書

国は、主食用米の生産調整について、現在の行政による生産数量目標の配分を平成30年産から廃止し、生産者が自らの経営判断・販売戦略に基づいて需要に応じた生産ができるようにしている。

本県では、これまで県、市町村、農業団体等が連携して生産調整の取組みを推進し、生産数量目標を達成してきた。全国においても、平成16年からの生産数量目標の配分以来、平成27年産から過剰作付が初めて解消された。こうした取組みにより、主食用米の需給が引き締まり、相対取引価格も回復基調に転じたところであり、この方向性は堅持しなければならない。

しかしながら、本県の稲作農家においては、平成30年産以降の全国的な需給調整の全貌が見えないことや、生産数量目標達成のためのインセンティブ措置として役割を果たしてきた米の直接支払交付金の廃止等に伴い、需給緩和による米価下落を危惧するなど、将来の安定的な稲作経営について不安を抱いている状況にある。

よって、国においては、稲作農家の不安を払拭し、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律において定める米穀の需給及び価格の安定を図るとする責務を遂行するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 都道府県及び市町村にある農業再生協議会等において、需要に応じた米生産を推進していくため、必要かつきめ細かな情報の提供を行うとともに、国全体の需給バランスを確保するため、実効性のある全国的な推進体制を構築すること。
- 2 産地における需要に応じた米生産の取組みの実効性を確保するため、各種施策の充実を図ること。
- 3 米の需給バランスの改善のため、主食用米の消費拡大を推進するとともに、輸出促進対策を強化・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
農林水産大臣

山形県議会議長 野川政文

以上、発議する。

平成28年12月21日

提出者 山形県議会農林水産常任委員長 大内理加

意見書(案)

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な完全解決を求める意見書

本県議会では、今年9月、北朝鮮の度重なる弾道ミサイル発射及び核実験に対して強く抗議する意見書を提出したところである。北朝鮮は、このような暴挙に加えて、拉致問題についてもいまだ完全解決する姿勢を見せていない。

北朝鮮による拉致は我が国の日本海側で多発しており、本県関係でも拉致の可能性を排除できない行方不明者がいるが、数十年も自由を奪われている被害者本人とその帰国を待ちわびる家族の忍耐はもはや限界を超えており、拉致問題解決に一刻の猶予も許されない。

よって、国においては、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を踏まえながら、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫き、あらゆる方策を講じて日本人拉致問題の早急な完全解決のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
外務大臣
内閣官房長官
拉致問題担当大臣

山形県議会議長 野川政文

以上、発議する。

平成28年12月21日

提出者 山形県議会議会運営委員長 森谷仙一郎